

第 46 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（要旨）

日時：令和 3 年 7 月 9 日（金）14:00～

場所：401 会議室

【協議事項】

防災監：これより対策本部会議を始める。ご存知の通り、愛知県へのまん延防止措置が今週の日曜日に解除されることが決定した。それを受けて、愛知県は、7 月 12 日より厳重警戒措置を発する予定となっている。防災交通課長より現状報告を。

防災交通課長：まずコロナの感染者の状況について。愛知県の 7 日間平均の新規陽性者数は 7 月 7 日時点で 50.9 名でステージ 2 となっている。前の週の同じ曜日を上回る傾向があるので、リバウンドの兆しが出てきている。入院患者数もステージ 2 の警戒領域ということでまだまだ厳しい状況。犬山市は 6 月 25 日以降新規陽性者は 0 人。県の厳重警戒措置の内容について説明する。措置期間は 7 月 12 日から 8 月 11 日までの 1 ヶ月間。今回の措置については、以前のまん延防止重点措置から内容はこれまでと大きく変化はない。

①外出自粛時間は変更なし

②飲食店に対する要請も午後 9 時までで変更なし

③酒類の提供についても変更なし

カラオケ設備については、飲食を伴うもの、結婚式場については引き続き利用自粛の対象となっている。飲食店以外の営業時間は午後 9 時までの時短営業の働きかけ。その他運動施設、集会場、スーパー銭湯も対象となっている。図書館については営業時間の短縮の働きかけはなく、入場制限の働きかけとなっている。

イベントの開催制限については、大声なしが収容率 100%、大声ありが 50%以内となっている。人数の上限については 5,000 人または 10,000 人を上限に収容人数の 50%以内となっている。その他、オリンピックやパラリンピックが開催される地域への移動自粛、夏休み期間の旅行・帰省の自粛などが追加項目となっている。

防災監：基本的な変更はなく、オリンピック絡みや、夏休み期間の旅行や帰省の自粛などが追加されている。時間制限等については、現状のまま。

公共施設の今後の取扱いについては、現在は午後 9 時以降に閉館の施設については午後 9 時までに閉館、収容人数の 50%、飲食の禁止を適用している。来週月曜日以降の案として、時間はこれまでと変更なしとし、利用制限については、これまですべての利用について収容人数 50%の人数制限をかけていたが、県の厳重警戒措置内容をみると、公共施設は対象となっておらず、大声なしの場合は収容人数 100%となっているため、大声を発生する活動や、マスクを着用できない活動、飲食を伴う活動については収容人数 50%のまま、その他の施設については、感染防止策を徹底の上、収容人数 100%とする。

栗栖園地については、愛知県のバーベキュー施設の対応を確認したところ、引き続き利用停止となっていたため、犬山市についても、引き続き利用停止として取り扱っていきたい。これについて、何か意見はあるか。（意見なし。）

今の利用制限については、昨年9月28日に制限をかけた内容と同様になっている。今回、同様の内容を市民周知する形とする。他には、「厳重警戒措置に移行する内容のお知らせ」と「公共施設の制限に関するお知らせ」を各SNSを利用して市民周知を行う。何か意見はあるか。意見なければ、これですすめていく。(意見なし。)

市長：細かい話だが、SNS文書について。夏休み中の不要不急の旅行という表現はおかしくないか。表現は県に沿っているのか。必要な旅行と不要不急の旅行に違いはあるのか。違和感がある。市民に出す文書としては、もう少し、表現の内容を精査してほしい。外出自粛と言っている以上は、「不要不急の外出自粛」でいいのではないか。考えるように。

防災監：他に何か意見はあるか。では、意見がないようなので、この案で進めていきたいと思う。何かあったら、担当まで連絡を。以上で、会議を終了する。